

# 【死亡届に関連する税務課での手続きについて】

下記に該当する方は税務課（1F⑱番窓口）で手続きが必要です。

- 市民税が課税されていた方 →①へ
- 固定資産（土地や家屋、償却資産）を所有されていた方 →①・②へ
- 軽自動車を所有されていた方 →①・③へ

## ① 提出書類について

### 1、相続人代表者・現所有代表者指定（変更）届

相続人の中で市と連絡等を取り合う代表者を決めていただく届出です。

※相続権を確定させる手続きではありません。

### 2、固定資産税の納付方法に関する届

※新たに口座を登録される場合は、口座がわかる書類（通帳等）と登録印が必要です。

\*相続人代表者・現所有代表者指定（変更）届、納税義務者承継届、固定資産税の納付方法に関する届は、原則死亡された翌月中旬以降に市より相続人の方に送付いたします。  
住民票の除票や戸籍証明等で相続人の確認ができ、マイナンバーカードや免許証、保険証等でご本人様確認ができた場合は窓口で直接用紙をお渡しすることも可能です。

## ② 固定資産の所有者変更手続きについて

### ○法務局に登録している土地・家屋（家屋番号：有）

→札幌法務局恵庭出張所で相続登記の手続きをしてください。

手続きの詳細については、直接下記法務局にお問い合わせください。

〔札幌法務局恵庭出張所〕

住所：恵庭市京町2番地

電話番号：0123-32-3057

### ○法務局に登録していない家屋（家屋番号：無）

→市役所へ納税義務者承継届を提出してください。



## ③ 軽自動車の手続きについて

これから車両を所有する方に名義変更されるか、廃車手続きをお願いします。

・恵庭市ナンバーの車両 → 市役所で手続きができます。

必要なもの：印鑑・標識（ナンバープレート）・標識交付証明書

・札幌ナンバーの車両 → 軽自動車検査協会 または 北海道運輸局

◎減免の対象障がい者が亡くなった場合は、減免取消の手続が必要です。

（札幌ナンバーの車両についても、手続き先は市役所です。）

詳しくは各担当までお問合せください。

市民税(内線 1414,1415) 固定資産税(内線 1416~1419) 軽自動車税(内線 1430)